

和指第434号  
令和4年3月3日  
(2022年)

各介護職員処遇改善加算算定対象事業者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る事務手続きについて(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課より、令和4年3月1日付長第03010001号「介護職員処遇改善支援補助金に係る事務手続きについて」の通知がありましたのでお知らせします。

また、**標記補助金の実施主体は都道府県であるため、本通知に係る計画書等の提出先は和歌山県長寿社会課介護サービス指導室となりますので、和歌山市役所指導監査課とお間違いのないようお願い**します。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所等には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

ご参考：

●和歌山県「介護職員処遇改善支援補助金」ホームページ

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR3/R4.1/shogukaizenshien.html>

●厚生労働省 老健局 介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号：03-6812-7835 (受付時間：平日 午前9時30分～午後5時30分)

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--

長第03010001号  
令和4年3月1日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る事務手続きについて（依頼）

先般、賃金改善開始報告書の提出を依頼した標記補助金について、国から正式な通知はまだ出ておりませんが、同補助金の計画書の提出期限が令和4年4月15日(金)となっているため、下記にご留意の上、準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

#### 1. 賃金改善開始報告書の提出について

補助金の交付を受けようとする事業者は、令和4年2月分から介護職員等の賃金改善を行い、その旨の報告書を県に報告する必要があります。

詳しくはきのくに介護deネットに掲載している介護職員処遇改善支援補助金のページをご確認ください。

きのくに介護deネット → 注目情報 → 1. 介護職員処遇改善支援補助金

#### 2. 介護職員等のベースアップ等の実施について

就業規則等の改正が間に合わず、令和4年4月分からベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は、この補助金の対象外となりますのでご注意ください。

#### 3. 計画書の作成準備について

補助金の申請を行う事業者は、**令和4年4月15日(金)までに都道府県あてに計画書を提出する必要があるため、きのくに介護deネット中「1.介護職員処遇改善支援補助金」のページ内「7.参考情報」に掲載している計画書(案)を参考に計画書作成の準備をお願いいたします。**

なお、今後発出される国の通知により、**各種様式等が変更になる可能性があること**を申し添えます（最終的に報告いただく様式については、あらためて県から通知します）。

#### 4. 補助金の最新情報について

**国から正式な通知が発出され次第、あらためて通知します。**

なお、きのくに介護deネットにおいても補助金の最新情報及びQ & Aを掲載しますので、随時ご確認ください。

長寿社会課介護サービス指導室  
TEL 073-441-2527